

# サービス産業動向調査の概要

サービス産業動向調査は、統計法に基づき総務省統計局が実施している統計調査です。

## ❖ サービス産業動向調査とは？

我が国のサービス産業（第3次産業）は、国内総生産（GDP）の7割を超える重要な産業となっています。

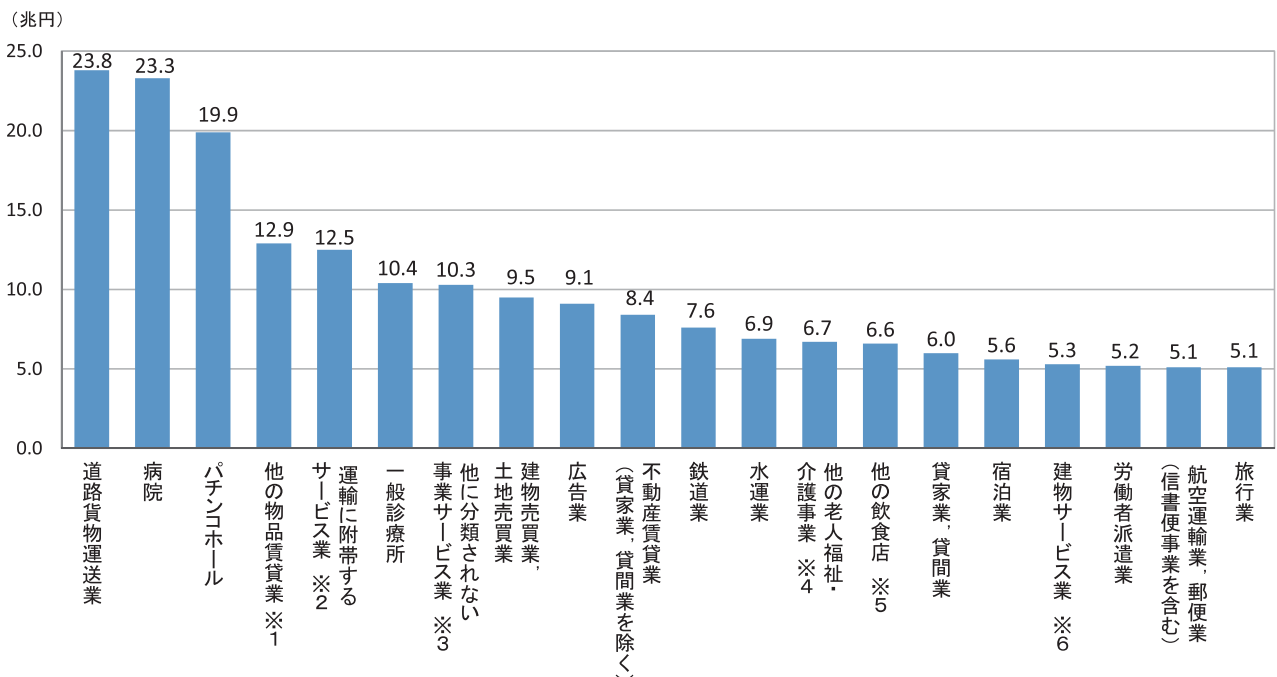
サービス産業動向調査は、サービス産業について、その活動の動向を包括的かつ適時に表す統計を作成することを目的としています。

我が国の経済の動向に大きな影響を与えるサービス産業に関して、GDPを始めとする各種経済指標の精度向上はもちろん、経済成長の予測や生産性と雇用の分析、経済施策の基礎として、有効活用される重要な調査です。

## ❖ サービス産業動向調査の対象

調査対象は、日本標準産業分類に掲げる大分類「G 情報通信業」、「H 運輸業、郵便業」、「K 不動産業、物品賃貸業」、「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業」、「P 医療、福祉」又は「R サービス業（他に分類されないもの）」の産業を行っている企業等又は事業所から統計的手法によって、月次調査には約13,000企業等及び約25,000事業所が選定され、拡大調査（年に1回実施する調査）には約9,500企業等及び約69,000事業所が選定されます。

### ■ 産業詳細分類別の平成27年の年間売上高（上位20位）



※1 総合リース業、事務用機械器具賃貸業、CD賃貸業など  
 ※2 有料道路経営業、飛行場業など  
 ※3 イベント企画、コールセンターなど

※4 介護老人福祉施設、養護老人ホームなど  
 ※5 居酒屋、バー、喫茶店、ハンバーガー店など  
 ※6 ビルメンテナンス業、ビル清掃業、電車清掃業など

出典) 総務省「サービス産業動向調査 平成28年拡大調査結果(確報)」

## ○国および地方公共団体の事業所も調査の対象となります

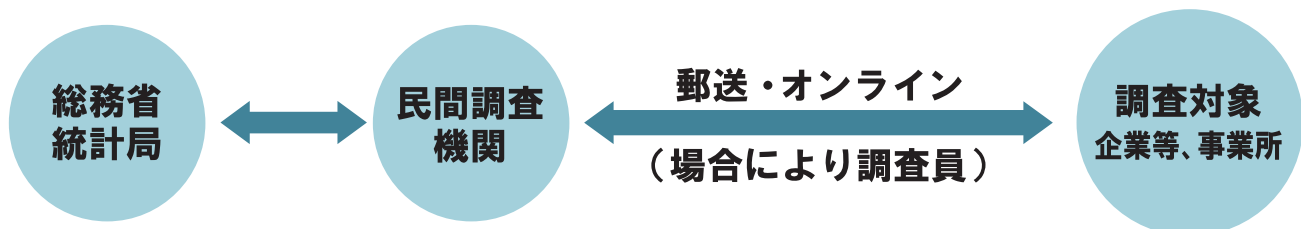
例えば次のような公営の事業所 … 交通施設、駐車場・駐輪場、社会教育施設（公民館、図書館など）、病院、保健センター、学校給食センター、学童保育、集会場（文化会館、コミュニティセンターなど）、職業・教育支援施設（警察・消防・自衛隊学校など）、卸売市場、保健衛生施設（保健衛生所、衛生検査所など）、廃棄物処理施設（清掃事務所、清掃センターなど）、土木建築サービス施設（道路・土木・河川・建設事務所など）、独立行政法人の事業所 なども対象となります（※売上高が発生しない事業所も調査の対象となります）。

※指定管理者制度を導入している事業所は、調査対象が地方公共団体側と指定管理者側とで記入方法が異なります。7ページを参照してください。

### ❖調査の方法は？

調査は、総務省統計局が株式会社インテージリサーチと株式会社サーベイリサーチセンターに委託し、毎月実施しています（拡大調査は年に1回実施）。

調査は、次のような流れで行われ、郵送又はオンラインで調査票を配布・回収します（場合により、調査員が調査票の回収に伺うことがあります。また、調査員は、「調査員証」を携帯しておりますので、ご確認ください。）。



### ❖調査の結果はこんなことに利用されます

- 我が国の国内総生産（GDP）の7割超を占めるサービス産業の全体像を把握するための統計として、GDPの四半期別速報（QE）に有効活用されます。
- サービス産業の動向をリアルタイムで把握することにより、各種行政施策等の推進に当たり、基礎となる資料を提供します。
- 拡大調査の結果によりサービス産業の実態をより詳細に把握することで、国や地方における各種行政施策の基礎資料、大学や研究機関などの研究基礎資料、企業などにおける市場動向の把握を通じた経営戦略等への活用など、幅広く利活用することができます。

### ❖調査結果の公表

調査の結果は、総務省統計局が取りまとめ、刊行物やホームページなどにより公表します。調査の詳しい情報は、総務省統計局のホームページでご覧いただけます。

サービス産業動向調査ホームページ <https://www.stat.go.jp/data/mssi/index.html>

# ご回答ありがとうございました

## ～記入内容をいま一度ご確認ください～

この調査は法律に基づいて行われるもので、秘密は厳守されます

調査票に記入された内容は、統計法によって保護されています。

- ・調査員や統計調査に従事する者には、守秘義務が課せられています。
- ・税金の徴収や、勧誘などに調査票を使用することはありません。
- ・集められた調査票は、外部の目に触れないように厳重に管理し、集計が完了した後、溶解処分します。

### 調査票に関する照会について

提出期限までに調査票のご提出を確認できない場合や、ご提出いただいた調査票に記入漏れなどがあった場合は、サービス産業動向調査実施事務局又は総務省統計局から、確認のお電話などをさせていただく場合があります。

### お問い合わせ窓口

【調査実施機関】 サービス産業動向調査実施事務局

【フリーダイヤル】 ☎ 0120-250-069

【直通電話】 03-3590-0506

【受付時間】 平日（土・日・国民の祝日・年末年始を除く）9：00～18：00

総務省統計局 〒162-8668 東京都新宿区若松町 19-1

- 総務省統計局ホームページ

<https://www.stat.go.jp/index.html>

- サービス産業動向調査ホームページ

<https://www.stat.go.jp/data/mssi/index.html>